

森林環境譲与税 奈良県の使途事業について（令和元年度）

森林経営管理制度に係る市町村の役割

①全体計画の作成

- ・ 優先順位の検討
- ・ 対象森林の特定

②意向調査の実施

- ・ 森林所有者の特定
- ・ 意向調査の実施

③経営管理集積計画策定等

- ・ 計画案の作成
- ・ 森林所有者等の同意確認
- ・ 公告
- ・ 経営管理権の取得

④森林整備の実施

- ・ 林業経営の適否の判断
- ・ 林業事業者とのマッチング
- ・ 市町村森林経営管理事業等の実施

①～④に対する支援

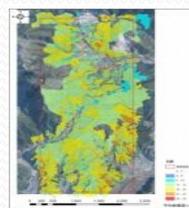
森林経営管理制度推進事業

市町村が行う森林所有者への意向調査、境界明確化、経営管理権集積計画作成等に対する助言・指導を行うとともに、航空レーザー測量の解析データの判読、先進林業事業者や市町村の取組等について市町村を対象とした研修会・説明会の開催をすることで、制度の円滑な導入・推進を図る。

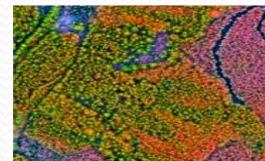
①,③,④に対する支援

次世代型森林情報活用推進事業

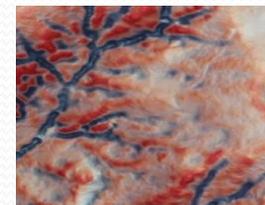
県内森林（地域森林計画対象民有林）全域を10年間で航空レーザー測量及び解析作業を実施。航空レーザー測量から得られる精度の高い森林資源情報や詳細な地形情報を整備・管理し、市町村や事業者に提供することで、市町村が行う森林のゾーニングへの活用、事業者が行う間伐実施個所の選定、効率的な路網配置の検討への活用を通じた森林整備の推進を図る。



平均樹高



林相図（樹種）



CS立体図 …等

①,③に対する支援

森林情報整備推進事業

県が管理する保安林の内、特に防災機能を重視すべき保安林（土砂流出防備、土砂崩壊防備、落石防止保安林）について、保安林台帳の調整・データ化、保安林区域の明確化・現況調査を実施。市町村へ情報提供することで、森林経営管理の事前検討への支援を図る。